

【別 紙】

R 9 国庫交付金等事業及び県単独事業要望調査（令和 9 年度予算） 対象事業一覧

1 国庫交付金等事業

（１）消費・安全対策交付金（様式 1）【園芸畜産課 坂本獣医師】

（農水省 HP :

https://www.maff.go.jp/j/syouan/yosan/yosan/syouan_kouhukin_youkou_youryou.html)

ア 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止（家畜衛生の推進）

（ア）食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金

地域が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防対策として消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上、自衛防疫の強化等の取組を支援（実施要領別添 1 ガイドライン：第 1 の 2 の（１）のイの（イ）の a）

（イ）家畜伝染病の発生に備え、埋却予定地の調査を実施し、埋却予定地の確保の取組を推進する（県事業：特定家畜伝染病防疫強化事業のうち試掘、障害物の探査）（同ガイドライン：第 1 の 2 の（１）のウの（ア）の b の②）

（ウ）食料安全保障確立対策整備交付金

粉じん、羽毛等の鶏舎内への侵入を防止するための鶏舎入気口フィルター整備、鶏舎内に侵入する粉じん等を抑制するための細霧装置整備、豚飼養農場における野生動物侵入防止壁、農場の分割管理の導入に係る施設整備（同ガイドライン：第 2 の（１）のイ及びウ）

（２）農山漁村振興交付金【農村振興課 中澤技師】

ア 地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業（定住促進型及び交流対策型、様式 2－1）

（農水省 HP : https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html)

イ 中山間地農業推進対策（中山間地農業ルネッサンス推進事業及び農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業、様式 2－2）

（農水省 HP : https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html)

（３）鳥獣被害防止総合対策交付金（様式 3）【農業技術課 大澤技師】

（農水省 HP <https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html>)

ア 整備事業

鳥獣被害防止施設（侵入防止柵）

※処理加工施設、捕獲技術高度化施設は、県林務課から別途照会

イ 推進事業（鳥獣被害防止総合支援事業（ジビエ関係は除く））

鳥獣被害対策実施隊による地域ぐるみの被害防止活動支援

（４）経営体育成支援事業

農水省 HP

・農地利用効率化等支援交付金

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/260226.html>

・新規就農者チャレンジ事業

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/challenge.html

・新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html

・地域農業構造転換支援事業

https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/R7_chiiki_nougyou/251223.html

ア 融資主体補助型（様式４－１）【農村振興課 阿部技師】

地域計画のうち目標地区に位置付けられた者が、融資を活用して農業用機械・施設等の整備を行う場合に、事業費の3/10以内、融資額、事業費-融資額-地方公共団体による助成額のいずれか低い額について助成（上限300万円、又は条件により600万円）

イ 条件不利地域補助型（様式４－１）

経営規模が小規模・零細な地域に立地する経営体が経営の規模拡大や複合化・多角化等のため、導入する共同利用機械・施設等について助成（補助率1/2以内等（上限4,000万円））

ウ 新規就農者補助型（様式４－２）【農村振興課 黒澤主査】

※国事業名：経営発展支援事業（通常枠及び地域計画早期実現支援枠）

新規就農者の他、親元就農し経営を継承し経営を開始した49歳以下の認定新規就農者または認定農業者を対象に、機械や施設の導入や継承を目的とした修繕、果樹の改植等を助成（補助率3/4（上限750万円）等）

エ 構造転換補助型のうち新規就農者チャレンジ事業（様式４－２）

【農村振興課 黒澤主査】

※国事業名：地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業

認定新規就農者（65歳未満）の早期経営発展に必要な農業用機械・施設等の導入について助成（補助率3/10（事業費上限1,500万円）等）

オ 地域農業構造転換支援事業（様式４－３）【農村振興課 阿部技師】

地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域5割以上）の地区又は、現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となる目標を設定している地区において、目標地区に位置付けられた者が目標年度までに地区内での経営面積を3割以上又は4ha以上拡大、付加価値額の1割以上の拡大、労働生産性の3%以上の向上のいずれかを目標とし、農業用機械・施設等の整備にかかる事業費の3/10以内について助成（上限1,500万円（個人）、3,000万円（法人））

（５）農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）（様式５）

【農産物マーケティング室 藤木主事】

（農水省 HP <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html>）

ア 地域資源活用・地域連携推進支援事業

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ② 新商品開発・販路開拓の実施
- ③ 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進

イ 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設の整備

（６）最適土地利用総合対策事業（様式６）【農村振興課 島崎主事】

（農水省 HP <https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html>）

ア 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援

イ 荒廃農地再生支援事業

地域計画のブラッシュアップに向け、地域の合意形成の妨げとなっている荒廃農地を整備することにより土地利用の円滑化及び農地の維持・保全を図る取組を支援

(7) 機構集積支援事業

ア 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業（様式 7-1、7-2）

【農業政策課 澤登主事】

- ① 農地の利用関係の調整
- ② 農地の利用状況等の調査（不在村農地所有者等への意向調査及び所有者不明の権利関係調査等を含む）
- ③ 農地等訴訟等事務処理
- ④ 農地等の台帳の整備
- ⑤ 農地の権利移動等の状況把握等

イ 農地の有効利用を図るための支援事業（様式 8）【農業政策課 澤登主事】

- ① 農業委員等の資質向上のための研修の実施等
- ② その他（特認活動）

(9) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等（様式 9）

ア 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（※畜産クラスター施設整備事業）

【園芸畜産課 山崎技師】

畜産クラスター計画に基づき、取組主体が行う、地域の畜産の収益性の向上に資する施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備を支援

（農水省 HP

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/l_cluster_27_kura.html ）

イ 国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業 【園芸畜産課 松木主査】

堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通の促進により、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組を支援

（農水省 HP：<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/yobo5.html> ）

(10) 産地生産基盤パワーアップ事業（基金事業）（様式 10）【農業技術課 遠山主任】

（農水省 HP https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/sanchipu.html）

ア 収益性向上対策（生産支援事業）（様式 10-1）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械や生産資材の導入を総合的に支援

イ 生産基盤強化対策（様式 10-2）

産地の収益力強化に向けた取組と、新規就農者等への継承のためのハウス・園地等の再整備・改修や牛ふん堆肥等を活用した土づくりによる産地の生産基盤の強化を図るための取組を支援

※ 今回、要望がなかった事業は基本的に要望調査の対象外となってしまいますので、要望漏れのないよう、調査願います。

(11) 園芸産地における事業継続強化対策（様式 11）【園芸畜産課 高橋技師】

（農水省 HP <https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>）

産地等における取組【補助率：定額、1／2】

- ① 事業継続計画の検討、策定
- ② 非常時の強力体制（従事者の融通等）の構築
- ③ 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備
- ④ 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置
- ⑤ 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入
- ⑥ 事業継続計画に基づく災害復旧の取組実証

(12) 経営所得安定対策等推進事業（様式 12）【農業技術課 矢嶋主任】

（農水省 HP：https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/keiei_antei.html）

地域段階における、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業の実施に必要な推進活動や要件確認等に必要な経費を助成

※ R9 以降、制度変更が見込まれますので、国の事業内容が変更になる可能性が大きいこと、予めご了承下さい。

(13) 麦類生産技術向上事業（様式 13）【農業技術課 農産振興係 宮入主任】

農水省 HP:

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/mugimame_kokusanka_r7.html)

国産麦の生産性向上のための最適な施肥・防除体系の構築等を支援

- ① 施肥・防除体系の構築（指導・助言を実施した対象生産者の作付面積に応じ 2,000 円/10a 以内）
- ② 施肥・防除体系の構築の推進（定額、①の事業費の 10%以内）

※ 本事業メニューは、国の R7 補正事業をもとに要望量調査を実施するものです。国の事業内容が変更になる可能性が大きいこと、予めご了承下さい。

(14) そば関係事業（国事業名：畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 別記 11, 21）（様式 14）

【農業技術課 農産振興係 宮入主任】

（農水省 HP：https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/r7hosei_hatasakukyouka.html）

そばの安定生産・安定供給を図るため、湿害対策技術の導入や複数年契約取引の拡大等を支援します。

- ① 安定生産技術の導入
- ② 新品種種子の安定生産（対象品種：桔梗 13 号、長野 S11 号、タチアカネ）
- ③ 複数年契約取引
- ④ 新規需要拡大

※ 本事業メニューは、国の R6 補正事業をもとに要望量調査を実施するものです。国の事業内容が変更になる可能性が大きいこと、予めご了承下さい。

※ 市町村を経由した間接補助を基本とします

(15) 集落営農連携促進等事業（様式 15）【農村振興課 阿部技師】

集落営農の活性化に向けたビジョンづくり、その実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、法人化等の取組を支援（定額、補助率 1/2）

(16) 遊休農地解消対策事業（様式 16）【農村振興課 島崎主事】

（農水省 HP <https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html> 遊休農地解

消対策事業のチラシ掲載)

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、市町村や機構が簡易な整備により遊休農地を解消するために必要となる経費を支援（定額）

(17) みどりの食料システム戦略推進交付金事業（様式 17）【農業技術課 雲崎技師】

（農水省 HP <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>）

資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、加工、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に地域ぐるみで取り組むモデル地区の創出等を支援（事業の詳細は国 HP 参照）

※実施計画書は市町村を経由する必要があります。市町村以外が実施主体の場合は市町村へもご相談ください。

- ① 環境負荷低減活動定着サポート
- ② 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
- ③ 有機転換推進事業
- ④ グリーンな栽培体系加速化事業/グリーンな飼養体系加速化事業
- ⑤ 省エネルギー型ハウス転換事業
- ⑥ バイオマス地産地消(推進事業)/(整備事業)
- ⑦ みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）/（環境負荷低減事業活動）
- ⑧ 地域循環型エネルギーシステム構築(科学技術振興事業)/(整備事業)
- ⑨ 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業
- ⑩ 先進的有機農業拡大促進事業

(18) 施設整備関係事業（様式 18－１～５）

【農業技術課 宮入主任（再編事業）、遠山主任（産パ）、園芸畜産課 高橋技師】

「国庫事業（共同利用施設等）の事業予定量調査（第 1 回）」（4 月下旬～5 月下旬実施）の第 2 回調査を兼ねています。

提出後、必要に応じて Web にてヒアリングを行います。

- ①強い農業づくり総合支援交付金事業(産地基幹施設等支援タイプのうち産地競争力の強化、みどりの食料システム戦略の推進、産地における戦略的な人材育成の推進)
- ②新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- ③産地生産基盤パワーアップ事業（整備事業）

※国の予算措置の状況により、令和 8 年度に事業が実施されない場合もあります。

(19) 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備（緊急）対策事業（様式 19）

【農産物マーケティング室 丸山主事】

（農水省 HP <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>）

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応（交付率 2 分の 1 以内（上限 5 億円、下限 250 万円）に必要な施設や機器の整備を支援

※本事業への応募にあたっては輸出事業計画の作成・認定が前提となります。

①施設等整備事業

加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設・増築（掛かり増し経費）、改修及び機器の整備

②効果促進事業

前号の施設等整備事業と一体的に行い、その効果を一層高めるために必要なコンサルティング等の実施

(20) 農産物等輸出拡大施設整備事業（様式 20）

【農産物マーケティング室 丸山主事】

（農水省 HP https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/R7/250107.html）

※市町村を經由した間接補助を基本とします。

①輸出拡大卸売市場施設整備（定額、2分の1以内）

生鮮食料品等の輸出促進を図るため、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設や輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備を支援

②輸出物流拠点施設整備（都道府県整備事業）（定額、2分の1以内）

「強い農林水産業」の構築に向け、国産農産物の輸出促進の取組に必要な輸出対応型の集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の整備を支援

(21) 農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金（大規模輸出産地モデル形成等支援事業）（様式 21）

【農産物マーケティング室 丸山主事】

（農水省 HP https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/daikibo_yusyutu.html）

輸出先国の規制・ニーズに対応した農林水産物・食品を安定的に供給する大規模な輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図るため、海外の大規模な実需者と連携して行う下記ア及びイの取組を支援（補助率 定額（上限 2000 万円）、ただし施設（ハード）整備は対象外）

※本事業完了までに輸出事業計画の作成・認定が必要となります。

ア 生産体系の転換

マーケットインの発想に基づき、規制や大ロット・周年供給等の輸出先国・地域のニーズを踏まえ、

①大規模な有機農法への転換や使用農薬の見直しなど輸出向け生産への産地転換等の取組

②耕作放棄地の活用等による輸出向け生産のための規模拡大や、コスト低減等のための新品種・新技術導入等の取組

③輸出向け生産に向けた意識改革や技術取得等のために必要な人材育成等の取組

イ 集荷、船積みまでの流通体系の転換

コールドチェーンを確保した集荷方法・集荷体制の確立、輸送コスト軽減のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等、集荷・流通方法の転換の取組

(22) スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業（スマ転事業）（様式 22）

【農業技術課 遠山主任】

（農水省 HP <https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/sumaten.html>）

品目ごとの技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する産地の取組に対し、機械導入費、資機材費、ほ場整備費、改植・新植費等を支援

※ 本事業メニューは、国の R7 補正事業をもとに要望量調査を実施するものです。国の事業内容が変更になる可能性が大きいこと、予めご了承下さい。

(23) 種子関係事業（持続的種子生産総合対策事業、将来を担う種子生産者支援事業）（様式 23）

【農業技術課 宮入主任】

ア 持続的種子生産総合対策事業（国庫）（様式 23－1）

（農水省 HP <https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/info/171116.html>）

種子生産産地における優良な新品種の導入に向けた体制整備、新規種子生産者の育成、種子生産の省力技術確立の取組を支援（対象品目：水稻、麦類、大豆）

①種子生産への新規参入の促進支援

②新規導入品種の増産体制構築支援

③種子生産の省力技術確立支援

イ 将来を担う種子生産者支援事業（県単）（様式 23－2）

将来にわたり主要農作物の優良な種子の安定供給を図るため、「種子場産地強化計画」の目標達成に向けて実施する以下の事業を支援（対象品目：水稲、麦類、大豆及びそば）

- ①共同で利用する種子専用生産機械・設備の導入
- ②「強化計画」に基づく種子生産者が共同で利用する種子専用施設の補修・整備

2 県単独事業

（１）信州農業生産力強化対策事業（様式 24）【園芸畜産課 高橋技師】

（県 HP <https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/kentan.html>）

（２）外来魚等食害防止対策事業（様式 25） 【園芸畜産課 竹内主任】

（３）国際水準 G A P 実践拡大事業（様式 26） 【農業技術課 森技師】

国際水準 G A P（GLOBAL G. A. P.、JGAP）の新規認証取得に係る取組を支援（補助率：定額）

- ① 国際水準 GAP 普及推進交付金（団体認証）
- ② 国際水準 GAP 取組水準向上支援事業補助金（個別認証）

※上記①は国の持続的生産強化対策事業のうち国際水準 GAP 普及推進交付金を活用するため、同事業要領等の要件を満たす必要があります。

（ https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/R7/attach/pdf/250107-64.pdf ）

（４）持続可能な畜産経営推進事業（様式 27） 【園芸畜産課 土屋主任】